



町では、町内の身近なみどりを増やすため、地域住民・NPO等が主体となり共同で実施する、緑化活動及び農業体験農園の経費を助成します。

募集案内

「緑豊かで活力のあるふるさと創造事業」

◇対象事業

緑化活動及び農業体験農園を1アール以上の規模で実施運営する事業とします。ただし、次の要件に該当する事業は交付対象になりません。

- (1) 法令等により義務付けられた緑化及び他の助成制度により補助を受けた事業
- (2) 個人、企業または団体等の施設を飾る緑化活動事業
- (3) 容易に移動できる植木鉢やプランターのみでの植栽事業

◇補助金の額

補助対象経費の全額（1事業あたり上限50万円）

◇補助対象者

- (1) 地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される組織）または個人
- (2) 町内に土地を所有または借り受けている農業体験農園を経営する方

◇補助対象経費

- (1) 整備に係る経費
植栽作業や管理作業に必要な苗木や道具の

購入費または土壌改良等の工事に必要な基盤整備費等

- (2) 当該緑化活動に必要な経費
講師謝礼、研修会の開催経費、通信運搬費、資料作成費等

◇補助事業期間

事業実施日から平成28年3月31日(木)まで

◇申請方法

提出書類を持参のうえ、産業振興課農林業振興係まで申請してください。

◇受付期間

6月1日(月)から6月30日(火)まで

◇提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業費積算書

申請方法など、詳細についてお聞きしたい方は事前に問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」等があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。

免除申請手続きは次のとおりです。

◇申請するところ

石巻年金事務所または町民税務課、支所町民福祉課

◇免除受付開始

平成27年度分の受付は平成27年7月1日から

過去2年1月前までの期間についても免除申請ができます。(すでに保険料を納付済みの月は除く。)

◇持参するもの

申請者の印鑑

〈次回の年金相談会〉

◇日時 7月8日(水)
午前10時から午後3時30分まで

◇場所 役場1階相談室
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



町営住宅入居者募集

問い合わせ 建設課建設総務係 ☎46-1377
宮城県住宅供給公社 ☎0225-21-5657

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

●災害公営住宅

団地名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	2戸	6人以上
	2K	1戸	1人以上
町営名足復興住宅	2DK	1戸	1人以上
	3DK(戸建)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

●町営住宅

名称	部屋タイプ	募集戸数
町営林住宅	2K(戸建)	1戸

- ・【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失(流失)した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・【町営住宅】に入居申し込みできる方は、月額所得158000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・募集期間は、6月1日(月)から6月12日(金)までです。
- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- ・申込者数が募集戸数を超える場合には、抽選となります。
- ・入居可能予定日は、7月23日(木)です。

南三陸町防災対策庁舎の「県有化」に係る提案に対する意見の募集結果

◇実施期間 4月1日(水)から5月8日(金)

◇実施結果

- 意見提出件数 664件
- ①提出要件を満たした件数 588件
 - ・賛成の意見 350件
 - ・反対の意見 206件
 - ・その他の意見 32件
- ②提出要件を満たしていない件数 76件

県有化の判断と保存の是非について、数多くの意見を寄せていただき、ありがとうございました。お寄せいただいた意見については真摯に受け止めていただき、町の対応方針の決定の参考とさせていただきます。

詳細は町のホームページをご覧ください。

問い合わせ 企画課政策調整第1係 ☎46-1371

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日:5月1日(金)から5月12日(火)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.046	志津川中学校	0.065
志津川小学校	0.070	歌津中学校	0.054
入谷小学校	0.063	志津川保育所	0.082
伊里前小学校	0.068	伊里前保育所	0.061
名足小学校	0.073	名足保育園	0.057

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染措置を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528